

# 山北町の乳幼児教育・保育等のあり方基本方針

令和2年10月

山 北 町

山北町教育委員会

## 【目 次】

はじめに	1
I 幼稚園・保育園・認定こども園の現状と課題について	
1 乳幼児数（未就学児童数）の推移	2
2 幼稚園施設の状況	3
3 幼稚園の現状と課題	3
4 保育園施設の状況	5
5 保育園の現状と課題	5
6 認定こども園施設の状況	6
7 認定こども園の現状と課題	7
II 乳幼児教育・保育の基本的な考え方について	
1 幼稚園・保育園・認定こども園の役割	9
2 乳幼児教育・保育のニーズ	10
III めざす乳幼児教育・保育のあり方について	
1 特色ある教育・保育の充実	11
2 一人ひとりへのきめ細かな教育・保育の充実	12
3 安心・安全な教育・保育環境の充実	13
4 他市町村からの児童の受け入れ対応	13
IV 乳幼児教育・保育の通園区域、学級編制・職員配置について	
1 通園区域のあり方	15
2 学級編制・職員配置のあり方	15
（1）学級編制	15
（2）職員配置	17
V 乳幼児教育・保育の園の配置・運営について	
1 配置のあり方	17
（1）岸幼稚園について	18
（2）三保幼稚園について	18
（3）向原保育園について	19
（4）やまきたこども園について	19
2 運営のあり方	20
（1）子育て支援の体制づくり	20
（2）預かり保育の充実	20
（3）他市町村からの受け入れ	20
おわりに	21

## はじめに

山北町における「幼稚園・保育園のあり方基本方針」については、保護者の乳幼児教育・保育ニーズへの対応や保護者が安心して子育てをするためにはどうあるべきか、就学前の子どもたちの教育と保育をどのように充実させていくかという観点から、検討を重ね、平成25年9月に策定しました。

その後、町では、この基本方針に基づいて、山北幼稚園とわかば保育園を統合し、幼保連携型認定こども園として、やまきたこども園を開設し、保護者のニーズに対応できる幼稚園2、保育園1、認定こども園1の4園体制をとることにしました。また、学びの連続性について、4園で「山北こども研究会」を立ち上げ、平成28年9月に「山北町就学前カリキュラム」を策定し、幼稚園、保育園、認定こども園が区別なく就学前の子どもたちの学びを支援できるようにしました。さらに、岸幼稚園においては、子どもたちが安全に、遊びながら学ぶ環境の充実をめざし、平成26年度に園舎を建て替えました。

しかしながら、園児数の偏りや子どもたちの多様化に応じた保育士の配置、学級編制、施設の老朽化問題など、町における教育・保育施設をめぐる状況は大きく変化しており、今後も持続可能なあり方の検討が急務となりました。

そこで、幼稚園・保育園・認定こども園の環境整備や制度、運営について検討を進め、保護者の乳幼児教育・保育への多様なニーズへの対応や保護者の子育てに対する支援、就学前の子どもたちの教育・保育のさらなる充実という観点から、幼稚園・保育園・認定こども園の基本的なあり方を再度検討しました。

この検討結果を踏まえ、「山北町の幼稚園・保育園のあり方基本方針」を見直し、今後の町の指針となる「山北町の乳幼児教育・保育等のあり方基本方針」を策定しました。

## I 幼稚園・保育園・認定こども園の現状と課題について

### 1 乳幼児数(未就学児童数)の推移

山北町の乳幼児数(未就学児童数)の合計数は令和2年4月1日現在262人です。平成28年と令和2年の未就学児童数合計人数を比較すると、99人(27.4%)が減少しています。

表2にあるように、令和2年度以降も減少傾向となり令和10年度の0～5歳の未就学児童数の推計は、212人となっています。

山北町第5次総合計画では、産業振興施策や子育て支援策、さらに定住対策を進めることにより、平成35年度(令和5年度)における将来人口を、11,000人として目標を設定しています。このため、少子化や人口減少に歯止めをかけると同時に、町民が安心して子どもを産み育てやすい環境整備が求められています。

**表1 年度別年齢別未就学児童数** (単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度
合計数	361	349	309	292	262
0歳児	43	39	34	37	35
1歳児	63	44	39	35	36
2歳児	67	63	45	37	35
3歳児	58	70	62	47	42
4歳児	77	58	71	63	50
5歳児	53	75	58	73	64

資料：住民基本台帳 各年度4月1日現在

**表2 今後の推計人口**

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0～5歳 合計数	230	221	220	219
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
0～5歳 合計数	215	214	215	212

試算方法：コーホート法による算出及び町の政策誘導による人口増加を考慮

## 2 幼稚園施設の状況

幼稚園は、岸幼稚園及び三保幼稚園の2施設で、対象児を3～5歳としています（山北幼稚園は平成29年4月からやまきたこども園に移行）。

岸幼稚園は、年齢別の保育を行っています。三保幼稚園は、園児数が少ないために3歳児保育と4～5歳児の異年齢児による合同保育を行っていますが、現在は3歳児のみが入園しています。

また、三保幼稚園は築40年以上が経過し、安全で安心して過ごせる園児の居場所を確保するためにも、大規模改修等の老朽化対策が必要となります。

表3 幼稚園施設の状況

施設名	岸幼稚園	三保幼稚園
位置	岸 1995	中川 921-84
開設年度	昭和 48 年 5 月	昭和 52 年 12 月
建設年度	平成 27 年度	昭和 52 年度
建物	465 m <sup>2</sup>	327 m <sup>2</sup>
構造区分	木造平屋	木造平屋
保育室数	3	3
定員	105名	35名
職員数	園長含む 8 (3)	園長含む 4 (3)
開園時間	平日 8:30 から 14:00	平日 8:30 から 14:00
対象児	3～5歳児	3～5歳児

\*職員数のうちの（ ）は会計年度任用職員数

## 3 幼稚園の現状と課題

山北町は3歳児保育をすべての園で実施しています。3歳になると自我が芽生え、遊び相手を求めるようになる発達側面と学習基盤を培うという教育的側面に加え、保護者の子育ての支援を考慮して実施しています。

令和2年4月1日現在で見ますと、3～5歳の未就学児童156名のうち23名（14.7%）が町立幼稚園に入園しています。

平成30年度から令和2年度までの3年間で、幼稚園2園の在籍者は19名の減少となっており、特に三保幼稚園では園児の数が急激に減少しています。岸幼稚園においても、3歳児の人数の減少傾向が顕著となっていましたが、通園区域の廃止により、保護者が希望する園に入園することが可能となったため、他区域からの入園もあり、令和2年度の3歳児の入園者数は前年度に比べ2名増加しました。

令和2年4月1日現在、三保地区在住の3～5歳児は、3歳児1名、4歳児1名、5

歳児1名ですが、他の園に通う園児もおり、3歳児の1名のみが三保幼稚園に通園している状況です。

幼稚園に関わる課題としては、次の3点があげられます。

ア 少子化による就学前児童の減少に加え、保護者の就労等により保育を必要とする園児が増えており、幼稚園に入園する児童の減少傾向が顕著となっています。特に三保幼稚園では、総園児数が1名という状況であり、人間関係が固定化する、体験のできる遊びが限られてしまうなど、集団生活をとおして身に付けなければならない社会性の育ちの不足が懸念されるため、園のあり方や保育形態などについて検討する必要があります。

イ 核家族の増加や女性の社会進出の進展などにより、教育課程にかかる教育時間の終了後も引き続き保育を希望する保護者が増加しています。

そのため、各幼稚園では、預かり保育を実施しており、1日10名、1園児につき月4回まで受け入れています。保護者のニーズを考慮し、受け入れ人数等の制限や長期休業中の預かり保育について検討が必要となります。

ウ 近隣に居住する同世代の児童が少なくなり、家庭や地域での遊び体験が少なくなっている現状があり、就園前の子育てや家庭での育児など保護者として子育ての悩み、不安を抱えている人も多くなっています。このため、相談などの支援体制をさらに充実させていくことが必要となります。

表4 幼稚園の入園児数

(単位:人)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度
山北幼稚園	3歳児	17	やまきたこども園に移行			
	4歳児	17				
	5歳児	7				
	計	41				
岸幼稚園	3歳児	9	16	12	4	6
	4歳児	18	11	17	12	5
	5歳児	18	18	10	17	11
	計	45	45	39	33	22
三保幼稚園	3歳児	0	4	0	0	1
	4歳児	5	0	3	0	0
	5歳児	0	5	0	4	0
	計	5	9	3	4	1
合計		91	54	42	37	23

資料：学校基本調査 各年5月1日現在

#### 4 保育園施設の状況

保育園は、向原保育園の1施設のみです。わかば保育園は、山北幼稚園とともに園舎を改修し、平成29年度にやまきたこども園に移行しました。

建設から一定の年数を経過しており、大規模な修繕（屋根）を平成26年度に実施しましたが、今後も安全な保育環境を確保していくためにも、建物の老朽化の状況に応じた適切な改修等が必要となります。

また、朝夕の送迎の時間帯になると乗用車で付近が混雑し、隣接町道の交通の妨げがしばしば生じていたため、平成26年度に駐車場を整備し、こうした問題の軽減を図りました。

表5 保育園施設の状況

施設名	向原保育園
位置	向原1630
開設年度	昭和32年4月
建設年度	昭和61年度
建物	801㎡
構造区分	鉄筋コンクリート造平屋建
保育室数	8
定員	120名（2号80名・3号40名）
職員数	園長1名・保育士11名（5名）
開園時間	月～土 7：30から18：30まで
対象児	0（満2か月）～5歳

\*職員数のうち（ ）は会計年度任用職員数の常勤換算値

#### 5 保育園の現状と課題

保育園に入園できる児童は、保護者や家族が仕事や長期の病気などで保育できないと認められる（以下「保育に欠ける」という。）未就学児童です。

令和2年4月1日現在で見ますと、0～5歳の未就学児童262人のうち58人（22.1%）が向原保育園に入園しています。また、近年は、町外保育園の待機児童数の増加により近隣市町村からの保育委託協議が増加傾向にあり、現在では園児の約3割が他市町村からの児童となっています。

表6 保育園入園児数

(単位:人)

		平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度 (令和元年度)			令和 2 年度		
		町内	他市 町村	合計	町内	他市 町村	合計	町内	他市 町村	合計	町内	他市 町村	合計	町内	他市 町村	合計
向原 保育園	0 歳児	2		2	0		0	3	3	6	3		3	2	1	3
	1 歳児	9	3	12	5	2	7	2	3	5	6	8	14	9		9
	2 歳児	8	2	10	14	3	17	7	3	10	7	4	11	9	8	17
	3 歳児	11	3	14	13	3	16	17	2	19	8	4	12	9	5	14
	4 歳児	22	1	23	12	3	15	14	4	18	18	4	22	9	4	13
	5 歳児	8		8	22	1	23	12	3	15	14	4	18	20	3	23
	計	60	9	69	66	12	78	55	18	73	56	24	80	58	21	79

資料：福祉課 各年 4 月 1 日現在

保育園に関わる課題としては、次の3点が挙げられます。

ア 築30年以上が経過しており、耐用年数が比較的長い鉄筋コンクリート造ではあるものの、老朽化が顕著になりつつあります。乳幼児の安全・安心と保育環境の確保を優先しつつ、施設・設備の維持管理を適切に行っていく必要があります。

イ 保護者（特に母親）の就労志向の高まり等により、町内の2号認定子ども、他市町村からの児童の増加により、児童人口は減少傾向にあるものの、入園児数は横ばいになっています。園の立地上、通勤途上の保護者は送迎に乗用車を使用することが基本であり、時間帯によっては駐車場が満車となることがあるので、さらなる停車スペースの確保が必要です。

ウ 入園児童数に占める他市町村からの児童数が増加傾向にあります。職員配置数は、年度当初の入園児童数に応じて決定しますが、他市町村からの児童が定員を圧迫することにより、町内児童が年度途中に入園できない等の問題が発生することが懸念されますので、他市町村からの児童の受け入れ条件について検討していく必要があります。

## 6 認定こども園施設の状況

認定こども園は、やまきたこども園の1施設のみです。やまきたこども園は、平成29年度に山北幼稚園とわかば保育園の既存施設の有効活用をしつつ、保育室、乳幼児用トイレの改修・増設や保護者送迎用駐車場等の整備を行い、幼保連携型認定こども園として開設し、教育と保育を一体的に提供しています。

表7 認定こども園施設の状況

施設名	やまきたこども園	
園舎名	わかば園舎	やまっこ園舎
位置	山北1943-3	山北1266
開設年度	平成29年4月	平成29年4月
建設年度	昭和57年度	昭和55年度
建物	698㎡	732㎡
構造区分	鉄筋コンクリート一部2階建	鉄骨造平屋建
保育室数	4	4
定員	60名 (3号60名)	140名 (1号60名・2号80名)
職員数	副園長1名・栄養士1名 保育教諭等8名(3名)	園長1名 保育教諭等8名(2名)
開園時間	月～土 7:30から18:30まで	
対象児	0(満2か月)～2歳	3～5歳

\*職員数のうち( )は会計年度任用職員数の常勤換算値

### (参考) 支給認定について

子ども・子育て支援法により、幼稚園・保育園・認定こども園を利用する児童は、市町村の支給認定を受ける必要があります。支給認定の事由については、保護者の就労状況や妊娠・出産、疾病・傷病等により判断され、次の3つの区分に分けられます。

1号(教育)認定子ども	保護者が就労等をしておらず自宅で保育が受けられる 3～5歳の子ども(幼稚園・認定こども園を利用可)
2号(保育)認定子ども	保護者が就労等により自宅で保育を受けることができない 3～5歳の子ども(保育園・認定こども園を利用可)
3号(保育)認定子ども	保護者が就労等により自宅で保育を受けることができない 0～2歳の子ども(保育園・認定こども園を利用可)

## 7 認定こども園の現状と課題

やまきたこども園は、0～2歳は保育に欠ける児童を対象とし、3～5歳は保護者の就労の有無に関わらず、すべての児童が入園できる、幼保連携型認定こども園です。

令和2年4月1日現在で見ますと、0～5歳の就学前児童262人のうち110人(41.9%)がやまきたこども園に入園しています。

3歳児クラスについては、はじめて入園する1号認定子どもと、わかば園舎での生活を経験している2号認定子どもの合同保育となります。子ども1人あたりの保育水準の低下を防ぐため、基本的には、3歳児クラスにおいて概ね30人になる場合、2クラス編制にすることで保育者の目が行き届き、園児が落ち着いて生活できる環境が確保できるよう努めています。

認定こども園では、就労していなかった保護者が就労を開始した場合や、逆に仕事を辞めてしまった場合でも、保育園や幼稚園に転園する必要がないので、子どもが築いた友人関係や保育環境を維持しつつ、子どもの成長に合わせて就労できるというメリットがあります。

また、認定こども園に付随する保育サービスとして、一時預かり保育事業、相談支援事業を行い、子育て支援を担っています。

表8 認定こども園入園児数

(単位:人)

		平成 30 年度				平成 31 年度 (令和元年度)				令和 2 年度			
		町内		他市 町村	合計	町内		他市 町村	合計	町内		他市 町村	合計
		1号	2・3号			1号	2・3号			1号	2・3号		
やまきたこども園	0歳児		3	2	5		3	2	5		4	1	5
	1歳児		9	3	12		10	4	14		13	2	15
	2歳児		18	1	19		14	4	18		13	5	18
	3歳児	5	25	3	33	8	20	1	29		23	3	26
	4歳児	11	20	2	33	2	28	4	34	5	23	2	30
	5歳児	13	19		32	10	21	1	32	2	27	4	33
	計	29	94	11	134	20	96	16	132	7	103	17	127

資料：福祉課 各年 4月 1日現在

認定こども園に関わる課題としては、次の3点が挙げられます。

ア 保護者（特に母親）の就労志向の高まり等により、町内の2号認定子ども、他市町村からの児童が増加しています。1号認定子どもと2号認定子どもは家庭におけるライフスタイルが大きく異なるため、園で過ごす時間を保護者や児童にどのように意識づけ、発達の個人差を踏まえた教育・保育の一体的な提供を適切に行っていくか考えることが重要です。

また、やまっこ園舎の園児については、1号認定と2号認定を相互に認定切替することも想定し、一日の流れを柔軟に考えることが必要です。

イ 入園児童数に占める他市町村からの児童数が増加傾向にあります。職員配置数は、年度当初の入園児童数に応じて決定しますが、他市町村からの児童が定員を圧迫することにより、町内児童が年度途中に入園できない等の問題が発生することが懸念されますので、他市町村からの児童の受け入れ条件について検討していく必要があります。

ウ 1・2号認定子どもの合同保育によって3～5歳児の1クラスあたりの児童数が大幅に増加したことで、やまっこ園舎における園庭のゆとりが減少していることや、いわゆる「気になる子ども」の対応（職員の加配や集団から少し離れての保育等）も考慮するなど、児童一人ひとりに対する保育の質が低下することがないよう、事故の防止等の安全対策も踏まえて、対応を考えていく必要があります。

## II 乳幼児教育・保育の基本的な考え方について

### 1 幼稚園・保育園・認定こども園の役割

平成30年4月1日、文部科学省の「幼稚園教育要領」、厚生労働省の「保育所保育指針」、内閣府の「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が施行されました。3つの指針・要領が同時に告示・施行されたのは今回が初めてです。こうした背景には、乳幼児教育・保育の一層の充実が求められていることや、小学校との接続や連携をより深め、小学校での教育が円滑に行われるようにしていくこと、そのために、共通した教育・保育が求められたことなどがあげられます。各園では、この改訂のポイントを踏まえ、それぞれの役割を持ちながら教育・保育にあたっています。

幼稚園は、小学校や中学校につながる学校教育のはじまりと位置づけられます。幼児期における教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるという認識のもとに、適切な教育目標及び経営方針を設定し、幼児と共によりよい教育環境を創造しながら、組織的・発展的な指導計画を作成して指導を行っています。

特に、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の5領域において、幼児の主体的で自発的な活動が確保されるよう、充実した教育活動を進める必要があります。

幼稚園は、それぞれの地域の実態に応じて特色ある教育活動や子育て支援の事業を進め、家庭、地域社会と連携しながら教育活動を展開する施設になっています。

保育園は、0～5歳の保育を必要とする児童について、児童の発達や生活の状況に応じた「指導計画」や「食育計画」などを作成し、保育所の生活の全体を通して保育を実施しています。

保育においては、養護と教育が一体となって展開されることが必要です。養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりです。また、教育とは、児童が健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であり、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」、「表現」の5領域から構成されます。この5領域並びに「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容は、児童の生活や遊びをとおして相互に関連を持ちながら、一体となって展開されるものです。

認定こども園は、0歳から小学校就学が始まる前までの在園期間が異なる多様な乳幼児の教育・保育を行います。乳幼児の発達や学びの連続性を考えながら、調和のとれた組織的、発展的な指導計画のもと、乳幼児の活動に合わせた柔軟な指導をしています。3歳未満の乳幼児については健康、安全や発達の確保を、満3歳以上の児童については集団活動での遊びをとおして、共に育ち、学び合いながら、豊かな体験ができるように指導の工夫をしています。

幼稚園、保育園、認定こども園それぞれ、特色ある教育課程を編成していますが、3歳からは同じ教育の機能を持つ施設であり、「子どもの主体的な学びが重要であること」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共通の指針としています。

<幼児期の終わりまでに育ってほしい姿>とは

「健康な心と体」、「自立心」、「協同性」、「道徳性・規範意識の芽生え」、「社会生活との関わり」、「思考力の芽生え」、「自然との関わり・生命尊重」、「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」、「言葉による伝え合い」、「豊かな感性と表現」のキーワードで示された姿です。これらは、育っていなければならない到達点や育つべき能力という捉えではなく、育ってほしい方向性を示したものです。

## 2 乳幼児教育・保育のニーズ

少子高齢化や情報化社会の急速な発達、女性の社会進出の進展などに伴い、教育・保育のニーズも多様化しています。このような状況の中、保護者の家庭環境やライフスタイルに柔軟できめ細かな対応ができるような乳幼児教育・保育が求められています。

平成30年度に町が実施した「子ども・子育てに関するアンケート調査」では、「平日の教育・保育事業として定期的にご利用したいと考えている事業」として、認定こども園（47.8%）、幼稚園（41.9%）、保育園（30.9%）に次いで、幼稚園の預かり保育（23.5%）となっています。また、「土日祝日の定期的な教育・保育事業を利用したい」という希望者の中で、月に1～2回の利用希望者は29.4%であり、全体の約3割を占める状況となっています。幼稚園利用者の「長期休暇中の教育・保育の事業利用希望」においては、休み期間中、週に数日利用したいが44.4%であり、保護者の就労状況やライフスタイルなどに、柔軟に対応できる乳幼児教育・保育が求められています。

さらに、令和元年度文部科学省の学校基本調査では、女性の就業率が上がっていく中で保育のニーズが高まり、幼稚園から認定こども園に移行する施設が増えている現状が見られ、認定こども園の園児が急増し、幼稚園の園児と比べて約6割の人数に達しています。

また、地域との密着度が高いという強みを生かし、地域の子育て支援の取り組みを推進してきました。しかし、少子化や核家族化、地域コミュニティにおけるつながりの希薄化も懸念されており、子育て家庭の保護者の不安、孤立感を軽減する支援活動（相談体制、交流、情報交換）など多様な保育・教育的ニーズに対応した支援体制づくりが求められています。

現在、町内の保育園・認定こども園に待機児童はいませんが、他市町村からの入園希望者が年々増加傾向にあり、向原保育園、やまきたこども園での受け入れが厳しい状況にあります。一方で、子育て世代を対象にした山北駅北側の町営住宅建設、東山北1000まちづくり基本計画、原耕地地区の商業施設進出、丸山の宅地造成などにより、子育て世代の一定割合を保っていく努力が必要となります。今後一層の共働きによる女性

の社会進出が想定されますので、3歳未満の児童の受け入れや延長保育・一時保育・通常時間外の預かり保育などの保育体制を充実していくことが重要となります。

### Ⅲ めざす乳幼児教育・保育のあり方について

#### 1 特色ある教育・保育の充実

##### ア 幼稚園・保育園・認定こども園の連携と小学校への円滑な接続

平成28年9月に、小学校でのスタートカリキュラムとの連携を意識した「山北町就学前カリキュラム」を作成しました。このカリキュラムは、発達段階を考慮した区分を設け、0歳児は1期、1歳児が2期、2歳児が3, 4期、3歳児は5期から9期、4歳児は10期から14期、5歳児は15期から終了までの19期で構成されています。それぞれの発達段階に応じた指導を積み重ね、山北町における乳幼児期教育・保育の「めざす子ども像」へ育ちながら子どもたちがスムーズに就学できるように努めています。

#### 山北町くめざす子ども像>

「明るく元気で思いやりのある子」

「自分で考えて表現する子」

「自然に親しみ、地域とのふれあいを大切にする子」

平成30年度からは、幼稚園・保育園・認定こども園の4園すべてが「山北こども研究会」に参加し、毎月の職員研修の実施、情報交換等の場づくりなど、未就学児童の成長と支援や指導の質の向上に連携して取り組んでいます。また、年間10回程度の講師招聘による研修会を行い、運動遊びや子どもたちの見とり、園での環境づくりの工夫など総合的な指導力の向上を行っています。

##### イ 幼稚園・保育園・認定こども園・小・中学校・高等学校、地域との交流教育

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であることから、物的な教育環境を整えることはもちろん、より多くの「人」とのかかわる環境づくりが大切となります。幼稚園・保育園・認定こども園との相互交流と小学校との連携、さらに中学校、高等学校との交流のさらなる充実を進めています。また、園内外での活動を積極的に進め、太鼓の練習、お茶会の開催、さつまいもなどの作物づくりなど、地域の働く人や高齢者の方と触れ合う場を設けることで幅広い世代と交流できるようにし、コミュニケーション能力や社会性のさらなる育成を図っています。

##### ウ 国際理解教育の推進

急速な国際化・グローバル化、2020東京オリンピック・パラリンピックの開催など、幼児期における国際感覚の基礎を養うことや異文化を受け入れ、認め合う機会とはと

ても重要なこととなります。こうした喫緊の課題を受け、2名の外国語指導助手（ALT）との、簡単なあいさつやジェスチャーを交えた英語でのコミュニケーション、身の回りにあるものの英語表現や歌などでの交流を行いながら、言葉はもちろん、人種や生活習慣、文化などの多様性を自然に受け入れていく国際感覚豊かな子どもをめざして国際理解教育を推進しています。

#### エ 運動遊びの推進（非認知的能力の育成）

生涯を通じて健康で安全な生活を営む基盤は、心と体を十分に働かせて生活することによって培われていきます。幼児期では、運動遊びに夢中になって取り組むことで、「もう少しがんばりたい」といった目標に向かってがんばる力や、友だちと「もっと楽しく遊ぶためには」と考えたり協力したりする相手と上手に関わる力、また、うまくいかなかったときやトラブルになってしまったときに自分の感情をコントロールする力などを培うことができます。こうした力は、非認知的能力といわれ、幼児期に身に付けておくことが、自己肯定感や幸福度の高まりにつながるといわれています。

そこで、遊びの中で十分に体を動かす心地よさを味わうことができるように興味の広がりによって展開するような運動プログラムなどを取り入れ、非認知的能力の育ちを促していきます。また、4園の3～5歳の全幼児を対象に体力測定の実施と生活習慣調査を行い、子どもたちの現状や課題などを客観的に捉え、より効果的な指導の在り方の参考としています。

#### オ 心を豊かにする教育の推進

近年、道徳的・情操的な教育の必要性を感じざるを得ない報道をよく目にするようになり、人格形成に大きく関係する乳幼児期の規範意識や情操教育が重要となります。

乳幼児は物事に興味・関心、親しみを持つことで、他者や様々な事象にかかわることの楽しさを実感できます。そして、自然や人とのかかわりのなかで、心がゆり動かされるような、いろいろな活動や体験から、「できた」「わかった」などの達成感、「うれしい」「楽しい」などの満足感を味わうことができます。また、生き物や自然と接する機会の中で、命の尊さを感じたり、絵本の読み聞かせで登場人物に感情移入し、想像力を高めたり、音楽を聴きながら知的好奇心や美的感性を磨いたりしながら、豊かな感性や言語に対する感覚、表現する力を養っていきます。

## 2 一人ひとりへのきめ細かな教育・保育の充実

特別支援教育を求める子どもが増加し続ける中、障がいの有無にかかわらず、教育的ニーズのある子どもに対して、同じ場で共に学ぶことを追及するインクルーシブ教育を推進していく必要があります。

インクルーシブ教育の推進にあたっては、子どもたちが集団の中でお互いを理解しながら社会性を身につけていくことが重要であることから、共に学び合い、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える教育・保育を提供できる多様で柔軟な環境づくりを重

点にしていくことが求められます。

多様化する幼児教育・保育ニーズに柔軟に応える体制を整備することも大切です。乳幼児期には信頼する大人、特に保護者の影響を強く受けるため、保護者が安定した気持ちで子どもを育てていくことは、子どもの健やかな成長にとって重要なことです。

そのため、幼稚園や保育園・認定こども園では、子育て相談や情報提供、保護者相互の交流、未就幼児の親子登園等、子育ての支援センター的な機能も持つことが大切です。

幼稚園設置基準第3条と幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営に関する基準第4条では「1学級の幼児数は、35人以下を原則とする」と規定しています。山北町では少人数での学級編制を柔軟に取り入れたり、支援員を配置したりしながら一人ひとりへのきめ細かな教育・保育の充実を図っていますが、今後はこの取り組みをさらに進めていく必要があります。

### 3 安心・安全な教育・保育環境の充実

乳幼児期は、精神的にも身体的にも未発達な段階にあり、住居から近いところで教育・保育を受けられる環境が大切である一方で、保護者の就労場所や時間、通勤経路等の社会的環境に対応でき、安心して子育てができる体制づくりが必要です。また、各園の特色ある教育・保育等に応じて通園する施設が選択できる制度も必要となります。

豊かな心と体の育成は、安全・安心な施設環境があつてこそなされるものです。安全な遊具の設置や、駐車場の確保・園舎の老朽化対策など自然災害等への対応がなされていることも含め、保護者の方々にとっても安心して子どもを預けられる環境であることが重要です。

### 4 他市町村からの児童の受け入れ対応

乳幼児保育については、従来から児童福祉法第24条により保育に欠ける子の保育の実施主体は市町村とされ、保育の利用にあたっては広域的な調整をしなければならないとされています。こうした背景には、共働き家庭の増加や、勤務地・勤務形態の多様化により、通勤途上の保育所・認定こども園に子どもを預けたいというニーズの高まりがあります。

子ども・子育て支援新制度がスタートした平成27年4月時点の山北町における入園児童（1号認定子どもを除く）に対する他市町村からの児童が占める割合は、向原保育園で0%、やまきたこども園（当時はわかば保育園）で10%となっている一方で、令和2年4月時点では、向原保育園で26.6%、やまきたこども園で13.4%となっており、他市町村からの児童の利用が急速に増加しています。

また、子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査結果を見ると、母親の就労志向が増加傾向にあることから、今後も他市町村からの児童の入園希望が一定数あることが見込まれると同時に、他市町村からの児童が定員を圧迫し、本来優先されるべき妊娠・出産等を理由とした町内児童の年度途中の入園ができなくなることも想定され

ます。

このような課題を解決するためには、在勤者や兄弟姉妹の入園等、それぞれの事情を考慮しつつ、人件費、運営費とのバランスも踏まえ、適切に対応することが重要です。

**表9 子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査**

就労形態	保護者	平成 25 年度	平成 30 年度	増減
フルタイム就労	母	16.7%	22.4%	5.7%
	父	84.3%	87.3%	3.0%
フルタイム就労 (長期休暇中)	母	4.8%	6.0%	1.2%
	父	0.5%	0.8%	0.3%
パート・アルバイト	母	33.8%	39.6%	5.8%
	父	0.5%	0.8%	0.3%
パート・アルバイト (長期休暇中)	母	1.4%	0.0%	△1.4%
	父	0.0%	0.0%	0.0%
就労していない (就労経験あり)	母	39.0%	30.6%	△8.4%
	父	0.5%	0.0%	△0.5%
就労していない (就労経験なし)	母	2.4%	1.5%	△0.9%
	父	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	母	1.9%	0.0%	△1.9%
	父	14.3%	11.1%	△3.2%

資料：福祉課

## IV 乳幼児教育・保育の通園区域、学級編制・職員配置について

### 1 通園区域のあり方

「子ども・子育てに関するアンケート調査」の結果、保護者のニーズとして園の特色に応じた教育・保育への願いが高まっていることを受け、様々な教育的ニーズ、社会的ニーズに対応するために、「山北町立幼稚園通園区域規則」第2条と「山北町認定こども園条例施行規則」第13条（認定こども園1号認定の子ども）において定められていた通園区域を令和2年度より廃止し、ニーズに合わせて入園施設を選択できるよう制度の見直しを行いました。

#### <変更前の通園区域>

幼稚園・認定こども園名	通園区域
岸幼稚園	岸、向原（本村、村雨、前耕地、水上）
三保幼稚園	三保
やまきたこども園	山北、共和、清水、向原（尺里、山下、高松）



#### <変更後の通園区域>

山北町
-----

### 2 学級編制・職員配置のあり方

#### (1) 学級編制

Ⅲの2のとおり、1学級の幼児数は、35人以下を原則とすることになっており、基本的に35人までは、1名の職員が担当することになっています。しかし、ソーシャルスキルを高めつつ※、一人ひとりに対するきめ細かな教育・保育を実践するためには、学級編制の弾力的運用を行い、多様な子どもたちへの充実した教育・保育をめざすことが必要となります。

多様な子どもたちへの教育・保育を充実させるためには、仲間同士や異年齢での遊び等をとおしてソーシャルスキルトレーニングと少人数体制による一人ひとりに応じたきめ細かな教育・保育両面での指導ができる環境づくりが大切だと考えられます。こうした状況から、年齢に応じた（特に3歳児）学級編制の弾力的な運用が必要となります。

※ソーシャルスキル…社会の中で普通に他人と交わり、共に生活していくために必要な能力

### 【幼稚園】

幼稚園設置基準第3条では「1学級の幼児数は、35人以下を原則とする」と規定し、第4条において同じ年齢で学級を編制することを原則としています。

### 【保育園】

保育園には学級編制基準はありませんが、保育士の配置基準に基づき、保育士一人に対する乳幼児数が定められています。

### 【認定こども園】

幼保連携型認定こども園の学級編制、職員、設備及び運営に関する基準第4条では、「満3歳以上の幼児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制する。」とし、1学級の幼児数は35人以下を原則としています。

これらから保育園を除いた学級編制の国の基準については、表10のとおり、1学級35人以下という原則がありますが、一人ひとりに応じたきめ細かな教育・保育という視点から、山北町の幼稚園、保育園、認定こども園の学級編制については表11のとおりとします。

表10 国基準における学級編制

幼稚園	学年の初日の前日に同じ年齢である幼児で編制 1学級35人以下
保育園	規定なし
認定こども園 (満3歳以上)	学年の初日の前日に同じ年齢である幼児で編制 1学級35人以下



表11 山北町独自の幼稚園、保育園、認定こども園における学級編制

全園共通 (満3歳以上)	3歳児	学年の初日の前日に同じ年齢である幼児で編制 1学級20人以下
	4・5歳児	学年の初日の前日に同じ年齢である幼児で編制 1学級30人以下

## (2) 職員配置

国における職員配置基準は表 12 のとおりで、山北町においてもこの基準に従い、園児数に応じて職員を配置しています。

町の幼稚園教諭・保育士を採用するときは、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を取得している者を雇用しています。今後、幼児教育・保育の質を上げていくためには、幼稚園と保育園の人事交流を積極的に実施し、幼児教育や保育の分野の研修やOJT<sup>※</sup>等で研鑽を積み、一人ひとりが視野を広げ、知識や実践力を高めた中で幼児教育と保育に携わっていくことが必要です。

※OJT…On The Job Training…実際の職務現場で業務を通して行う教育訓練

表 12 施設別職員配置基準 (国・県)

		幼稚園		保育園		認定こども園	
		必須	—	必須 (県基準)	—	必須	—
園長		必須	—	必須 (県基準)	—	必須	—
副園長 (教頭)		必須 (教諭の兼務可)	—	—	—	必須 (教諭の兼務可)	—
養護教諭 (養護助教諭)		設置努力	—	—	—	設置努力	—
事務職員		設置努力	—	—	—	設置努力	—
保育関係	0歳児	—	—	保育士	3:1	保育教諭	3:1
	1・2歳児	—	—	保育士	6:1	保育教諭	6:1
	3歳児	教諭	1人/学級	保育士	20:1	保育教諭	20:1
	4・5歳児	教諭	1人/学級	保育士	30:1	保育教諭	30:1

※幼保連携型以外の認定こども園の場合は、3歳未満の子どもに対して保育士を配置してもよい。

## V 乳幼児教育・保育の園の配置・運営について

### 1 配置のあり方

幼稚園は幼児教育の場として文部科学省の「幼稚園教育要領」に基づき運営され、一方、保育園は保育に欠ける乳幼児保育の場として厚生労働省の「保育所保育指針」に基づき運営されています。また、認定こども園は、学校タイプ、児童福祉施設タイプ、その両方を兼ねるタイプがありますが、いずれも教育・保育を一体的に行う施設となっています。幼保連携型認定こども園であるやまきたこども園は、内閣府と文部科学省、厚生労働省の「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき運営されています。

幼稚園と保育園、認定こども園は、制度的な違いはありますが、3歳以上の児童にと

っては、保護者のニーズに応じた共通の教育・保育を行うことが重要です。

幼稚園においては、学級編制の規模や保護者のニーズを考慮した配置をする必要があります。保育園においては、保護者の就労形態や保育ニーズに対応できるよう配置する必要があります。また、認定こども園においては、その両方を考慮した施設の配置が必要となります。

#### (1) 岸幼稚園について

表4のとおり、5年間の入園児数の推移をみますと、平成29年度の45名から令和2年の22名と年々減少している傾向にあります。今後は、就労等の保護者のニーズに対応できるよう、預かり保育制限を見直すことや、将来的には、幼稚園の認定こども園への移行についても視野に入れて検討していくとともに、「子どもたちが自ら活動できる環境づくり」や「運動遊びをとおした体力の向上」などの特色ある教育・保育を充実させ、魅力ある園の運営を推進していくことが大切となります。

幼稚園としての特色ある教育・保育を推進し、岸幼稚園の運営の改善を図る。

#### (2) 三保幼稚園について

令和2年度の在園児は3歳児1名であり、個に応じたきめ細かな教育・保育ができる反面、Ⅳの2のとおり、仲間同士や異年齢での遊びをとおしたソーシャルスキルを高めることが難しいと思われます。また、令和2年度末で交流活動を続けていた三保小学校が閉校となり、令和3年度以降に新たな入園児がいない場合は、ますます集団での学びが難しくなると思われます。

3～5歳の幼児期においては、社会性の深まりや広がり著しく伸びる時期であり、集団の中でコミュニケーション能力や自己表現力、自己抑制力などのソーシャルスキルを高めていくことが必要となります。

一方で、幼児期に身につけたい力である「生活力(身の自立)」や「語彙力」などは、きめ細かな教育・保育を実施することで成果を上げることができる環境と言えます。また、Ⅱの1に示したとおり、幼稚園は「地域の実態に応じて特色ある教育活動や子育て支援の事業を進め、家庭、地域社会と連携しながら教育活動を展開する施設」です。保護者のニーズがあれば、課題としてあげられるソーシャルスキルトレーニングとして、岸幼稚園や、やまきたこども園との交流の継続、地域行事等への参加、教育・保育方法等を工夫する必要があります。

園児数等の状況により、休園・閉園とする。ただし、保護者の要望があれば、三保幼稚園の運営を継続する。

### (3) 向原保育園について

向原保育園の現在の建物は、昭和61年度に建築された鉄筋コンクリート造で、建築基準法上の耐震基準を満たしているものの、経年による老朽化が進み、毎年、何らかの施設・設備の修繕が必要な状況になっています。

近年では、保護者の就労志向の高まりも相まって、減少傾向にある児童人口に比して、入所児童数は横ばいになっており、さらには、近隣の水上地区で令和4年度を目途に行われる町営住宅再編整備による子育て世帯の増加を視野に入れると、今後のニーズは更に高まるものと想定されます。

しかしながら、これまで以上に利用者が増加するとすると、現状の送迎用の駐車場では不足してしまい、周辺道路の交通の妨げや事故の発生といった問題が地域全体に波及することが懸念されるので、駐車場等を含めた、園としての総合的な整備をするためには、より広い土地への移転が不可欠となります。ただし、向原保育園の利用者や地域住民の利便性に配慮し、遠隔地への移転は避け、向原地区内における子育て施設の設置を維持するため、近隣への移転を検討していきます。

さらに、同じ向原地区に再編整備される若者・子育て世代向け住宅の入居者の利用を促進する等の地域ぐるみの相乗効果が期待できることから、保育園に比べ多様なニーズに応えることが可能な幼保連携型認定こども園への移行も併せて検討していきます。

施設の老朽化及び駐車場の問題を抜本的に解消しつつ、向原地区内における子育て施設の設置を維持するため、近隣への移転をめざし、併せて、幼保連携型認定こども園への移行についても検討する。

### (4) やまきたこども園について

認定こども園となって4年目となるやまきたこども園では、教育・保育の両面において実践を積み重ね、保護者の社会的・教育的ニーズに十分対応してきた施設となっています。1・2号認定子どもが過ごしている「やまっこ園舎」と3号認定子どもが過ごしている「わかば園舎」とで生活の場が離れているメリットとして、乳児期はゆったりと落ち着いた雰囲気、幼児期は集団の中でダイナミックな活動ができます。今後は、両園舎の情報共有や職員の配置の工夫、園児の積極的な交流等と連携をさらに充実させ、スムーズな育ちにつなげる必要があります。

また、すべての園児が、安全な環境でより活動的に、伸び伸びと過ごせるよう、やまっこ園舎の園庭の拡充について検討していきます。

保護者のニーズに対応し、両園舎の連携をさらに充実させるとともに、幼児期の活発な育ちを促すために、やまっこ園舎の園庭の拡充について検討する。

## 2 運営のあり方

幼児教育・保育のニーズや望ましい幼児教育・保育の環境、めざす幼児教育について述べてきましたが、幼稚園・保育園・認定こども園の運営のあり方については、次の点を特に重要なこととして取り組んでいく必要があります。

### (1) 子育て支援の体制づくり

子どもたちの学びの連続性を踏まえて、幼稚園・保育園・認定こども園では、共通の「山北町就学前カリキュラム」を平成28年度に策定し、各園の実態に応じて見直しを行いながら、幼児教育・保育の質の向上と職員間の共通理解を図り、子どもたちの学びを支えてきました。また、山北町学びづくり推進委員会においては、令和元年度に「山北町スタンダードカリキュラム」を策定し、学びを支える「相手の思いを受けとる力」「自分の思いを伝える力」「健康体力の向上」について、各発達段階に応じた具体的な子どもの姿を示し、園・学校間で一貫した学びを継続できるようにしました。

幼児・児童・生徒の学びの姿を見とり、成果等を検証するとともに、園・学校間での交流・研修の機会をさらに充実させ、互いの指導内容・指導方法等の共通理解のもと、山北町のめざすこども像の実現に向けて取り組んでいきます。

また、乳幼児期から中学卒業までの一貫した教育・保育に係る支援等を行うために、組織編成を改め、町担当課の一元化を図ります。

0～15歳の一貫教育・保育と一元化を図る。

### (2) 預かり保育の充実

現在幼稚園では、午後2時から4時までの2時間、預かり保育を実施していますが、表9の「子ども・子育てに関するアンケート調査」の結果のとおり、園の特色に応じた教育・保育への願い等の教育的ニーズや、安心して就労できる環境の提供等の社会的ニーズに対応するために、幼稚園の預かり保育における「受け入れを1日10名までとする」「1園児につき、月4回までとする」等の制限を撤廃し、子ども・子育て支援の施設としての機能をさらに充実させます。

幼稚園における預かり保育の制限を撤廃する。

### (3) 他市町村からの受け入れ

保育の制度については、保護者の通勤途上に保育所があるといった理由により、在住市町村内の保育所のみならず、広域的な利用が可能となっています。特に、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行以降は、保護者の希望に寄り添った、市町村間による利用調整について明文化され、待機児童の増加を背景に広域入所も活発化しています。

このような状況により、Ⅲの4にも記載があるとおおり、他市町村からの受託児童の増

加が町民の保育の利用の妨げになるケースも今後想定されるため、これまで町内の者と町外の者とで、何ら入所基準上の制限がなかったものを見直すこととします。

具体的には、町外の者については「在勤者優先」「入所数が職員配置基準上の定員数の7割に達している場合は入所を制限※できるものとする」といった入所審査基準を新たに設けることにより、妊娠・出産や育児休暇、親の介護といった理由で年度途中で保育所の利用が必要となった町民の方の受け皿を確保し、年間を通じ、安心して子育てができる環境を目指します。

※0歳児クラスに職員2人が配置されている場合

⇒6名定員のうち4名入所で町外児童の受け入れ制限<2名の町民枠を確保>

入所審査基準の見直しにより、受託児童の入所数に制限を設け、町民の年度途中の利用者枠を確保する。
---

## お わ り に

乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることや、持続可能な社会の創り手となることができるようにするための基礎を培うことが求められていることから、幼稚園や保育園、認定こども園で行われる教育・保育の質の向上、子育て支援の充実への取り組みは大変に重要な課題です。

この「山北町の乳幼児教育・保育等のあり方基本方針」に基づき、地域の方々や保護者のニーズに対応し、園や地域の状況に応じた柔軟な対応を図るとともに、町における乳幼児期教育・保育のめざす子ども像である「明るく元気で思いやりのある子」「自分で考えて表現する子」「自然に親しみ、地域とのふれあいを大切にする子」の3つを柱として、教育・保育の環境づくりに積極的に努めていきます。

なお、幼稚園・保育園・認定こども園に係る国の施策が大きく変わることが考えられますので、その都度、この基本方針の見直しをしてまいります。